

大同大学における公的研究費に係る取引停止に関する実施基準

平成28年4月1日

学 長 裁 定

1. 趣旨

大同大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づき、本学における公的研究費の適正な運営・管理を行うため、公的研究費に係る取引における不正行為に関与した業者に対する取引停止に関する実施基準を定める。

2. 不正行為

本学における公的研究費による物品等の購入及び役務の提供等において、以下のいずれかに該当するものを不正行為とする。

- (1) 学校法人大同学園（以下「学園」という。）との契約において、取引業者の提出した書類等に虚偽記載が認められ、その程度が甚だしい場合。
- (2) 契約書、仕様書等に明示された仕様諸元を満足していないにも拘わらず、取引業者が偽計して取引をなした場合。
- (3) カラ発注、預け金又はプール金等として取引業者が物品・研究費を不正に保管・管理した場合。
- (4) 入札又は見積りにおいて、取引業者が競争入札妨害又は談合を行い、学園に不利益を与えた場合。
- (5) その他、取引業者が学園に対して不正行為を行ったと認められる場合。

3. 取引停止

取引停止とは、学園が当該業者と既に締結している契約を解除すること、及び、期限を付して当該業者との取引を行わないことをいう。

業者との取引が上記不正行為のいずれかに該当する場合、本学学長は、学園に対して大同学園購買規程第6条に基づく取引停止を要請することができる。